

# 記入例

## 練馬区介護職員実務者研修受講料助成金交付申請書兼請求書

申請年月日 令和6年10月30日

訂正する際は二重線を引き、署名してください。（例では大泉銀行を石神井銀行に訂正し、「練馬花子」と申請者本人が署名。）申請者氏名欄に押印した場合には、同じ印を押して訂正してください。

住所 練馬区豊玉北〇-〇-〇

申請者

氏名 練馬 花子



申請者本人が手書きしない場合（印刷等で記名）は申請者本人の印を押印してください。（スタンプ印不可）

練馬区介護職員実務者研修受講料助成要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。決定後は、決定金額を下記の口座にお振り込みください。

なお、この助成を受けるに当たり、他の同種の助成を受けておらず、助成に係る申とを申し添えます。

研修を受講した専門学校等が発行する、受講料の領収書に記載されている金額を記入してください。

申請者	住所	〒176-0012 練馬区豊玉北〇-〇-〇		
	氏名	(フリガナ) ネリマ ハナコ 練馬 花子	電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
内容	受講料	85,500 円		
	修了日	令和6年1月1日		

研修修了証に記載されている修了日を記入してください。

振込口座	銀行	石神井 大泉	7けたで記入	豊玉 (本) 支店	普通預金 口座
	口座番号	練馬花子 0012345			
	口座名義 (カナ)	ネリマ ハナコ			

修了日（修了後に採用された場合は採用日）が月の末日の場合は、6か月後の末日を記入（例：5月1日採用・6月30日修了の場合、修了日以後6か月間就労した日は12月31日）

申請者 練馬 花子 は、令和5年5月1日付けで本事業所に採用された職員で、現に本事業所に就労していることおよび上記修了日以降、令和6年7月1日付けで介護職員または障害福祉サービス従事者として継続して6か月間就労し、かつ、上記修了日以降、令和6年10月1日付けで90日従事したことを証明します。

証明年月日：令和6年10月15日

事業者証明欄の内容を訂正する場合、こちらと同じ印を押して訂正してください。

事業者証明欄記入日です。要件を満たした日以降の日付をご記入ください。

事業所 住所 練馬区豊玉北〇〇  
名称 〇〇ケアサービス  
代表者 練馬 太郎  
連絡先 03-XXXX-XXXX

社判  
または  
代表者印

申請期間は、すべての要件を満たした日の翌日から3か月以内です。事業者証明欄記入日からの起算ではありません。

申請者が勤務する区内事業所の情報を記載してください。

## 書類申請までの流れ

研修修了日に、練馬区内の  
介護サービス事業所に介護職員として  
勤務している

①  
研修を受講した専門学校等から  
研修修了証書を受け取る

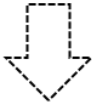
申請例

研修修了証書  
の修了日  
1/1



②  
修了証書に書かれた修了日か  
ら、6か月以上勤務かつ、90  
日以上従事する

左記の条件を満  
たす日  
(例)  
月の勤務日数が  
15日以上の場合  
⇒7/1  
月の勤務日数が  
10日の場合  
⇒10/1頃



③  
申請書を記入する



④  
勤務する事業所に、申請書の「事業者証明欄」  
を記入・押印してもらう



⑤  
記入済の申請書と、添付資料2点（領収書の原本、  
修了証書の写し）を練馬区へ提出する

【提出書類の申請期間】  
②の要件を満たした日の翌  
日から3か月間

研修修了日に、練馬区内の  
介護サービス事業所に介護職員として  
勤務していない

①  
研修を受講した専門学校等から  
研修修了証書を受け取る

申請例

研修修了証書  
の修了日  
1/1



修了証書に書かれた修了  
日から、3か月以内



②  
練馬区内の介護サービス事業所  
に就職する

事業所勤務  
開始日  
4/1



③  
勤務を開始した日から、6か月  
以上勤務かつ、90日以上従事す  
る

左記の条件を満  
たす日  
(例)  
月の勤務日数が  
15日以上の場合  
⇒10/1  
月の勤務日数が  
10日の場合⇒翌  
年1/1頃



④  
申請書を記入する



⑤  
勤務する事業所に、申請書の「事業者証明欄」  
を記入・押印してもらう



⑥  
記入済の申請書と、添付資料2点（領収書の原本、  
修了証書の写し）を練馬区へ提出する

【提出書類の申請期間】  
③の要件を満たした日の翌  
日から3か月間